5　新金融商品取引法第二十七条の二十六第四項の規定は、同項に規定する百分の五を超えることとなった日が施行日以後である場合における同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書の提出について適用し、旧金融商品取引法第二十七条の二十六第四項に規定する百分の五を超えることとなった日が施行日前である場合における同条第一項に規定する特例対象株券等に係る大量保有報告書の提出については、新金融商品取引法第二十七条の二十三第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　新金融商品取引法第二十七条の二十六第五項の規定は、同項に規定する当該増加した日が施行日以後である場合における同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出について適用し、旧金融商品取引法第二十七条の二十六第五項に規定する当該増加した日が施行日前である場合における同条第二項に規定する特例対象株券等に係る変更報告書の提出については、新金融商品取引法第二十七条の二十三第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　新金融商品取引法第二十七条の二十八第一項（新金融商品取引法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に受理される新金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の縦覧について適用し、施行日前に受理された旧金融商品取引法第二十七条の二十八第一項（旧金融商品取引法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）に規定する書類の縦覧については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引法第二十七条の二十八第二項（新金融商品取引法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に送付を受ける新金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の写しの縦覧について適用し、施行日前に送付を受けた旧金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の写しの縦覧については、なお従前の例による。

第五条　新金融商品取引法第二十七条の三十の六第三項の規定は、施行日以後に提出される同項に規定する大量保有報告書等の写しの送付について適用し、施行日前に提出された旧金融商品取引法第二十七条の二十八第一項に規定する書類の写しの送付については、なお従前の例による。

第六条　新金融商品取引法第百九十三条の二第二項第四号の規定は、施行日前に旧金融商品取引法第二十四条の四の四の規定により同条第一項に規定する内部統制報告書を提出した者又は提出しなければならない者が、施行日以後三年を経過する日までの間に新金融商品取引法第二十四条の四の四の規定により提出する同条第一項に規定する内部統制報告書については、適用しない。

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号㈡中「もの」の下に「又は同項第六号の電子募集取扱業務を行うために受けるもの（同法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）の第一種少額電子募集取扱業務のみ又は同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）の第二種少額電子募集取扱業務のみを行うために受けるものを除く。）」を加える。

第八条　住民基本台帳法の一部改正

別表第一の三の項中「第百五十六条の七十七第一項」の下に「若しくは第百五十六条の八十六第一項若しくは第四項」を加える。

第九条　資産の流動化に関する法律の一部改正

第二百九条第一項中「第三十八条」の下に「（第七号を除く。）」を加える。

第十条　金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正

第二条第二項第二号中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

第十一条　特定融資枠契約に関する法律（平成十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号を次のように改める。

八　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であって、次のいずれかに該当するもの（第一号から第六号までに掲げる者を除く。）

イ　金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）

ロ　金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業を行う者

第十二条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のようにする。

第四十四条第一項第一号中「行う者」の下に「（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十三条　証券取引法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十条中「新金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号ロ」を「金融商品取引法第二十九条の四第一項第一号ハ」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

附則第四十八条第三項中「を新金融商品取引法」を「を金融商品取引法」に、「、新金融商品取引法」に、「同法」に、「第八章」を「同法第八章及び第八章の二」に改め、同条第五項中「を新金融商品取引法」を「を金融商品取引法」に、「準用する新金融商品取引法」を「準用する同法」に、「第八章」を「同法第八章」に改め、同条第七項中「新金融商品取引法」を「金融商品取引法」に、「第八章」を「同法第八章及び第八章の二」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第十四条　株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「第三十七条の七」の下に「、第三十八条第七号」を加え、「第五款及び第六款」を「第六款及び第七款」に、「規定（」を「規定並びに」に、「罰則を含む。）」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第十五条　株式会社国際協力銀行法の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「及び第三十七条の七及び第三十八条第七号」に、「規定（」を「規定並びに」に、「罰則を含む。）」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改め、同条第四項中「規定（」を「規定並びに」に、「罰則を含む。）」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第十六条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「ケまで」を「フまで」に改め、同条第三号中ケをフとし、ツからマまでをネからケまでとし、ソの次に次のように加える。

ツ　特定金融指標算出者（金融商品取引法第百五十六条の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。）

（罰則の適用に関する経過措置）

第十七条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条　附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。